

# 指摘事項

小規模多機能・看護小規模多機能

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

## 「予防条例」

鳥取市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例  
(平成24年12月21日鳥取市条例第46号)

## 「老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号」

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

# ☆地域との連携等

---

- 運営推進会議の記録について公表すること。
- 運営推進会議について、構成員に利用者又は利用者の家族及び当該サービスに知見を有する者を加えること。

(条例第109条で準用する第60条の17、予防条例第65条で準用する第39条)

- 運営推進会議の記録は、事業所内にファイリングしたものを掲示するなどして公表する必要があります。
- 運営推進の委員が事業所の職員のみで構成されるなどのケースが見受けられました。運営推進会議は地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的として設置するものです。外部の方も構成員として加える必要があります。

# ☆従業者の員数

---

■利用者の前年度平均及び登録者1人あたりの平均提供回数がわかる書類を整備しておくこと。（条例第83条第2項、予防条例第44条第2項）

平均提供回数によって必要となる従業員数が変わるため、必ず毎年確認をお願いします。

# ☆居宅サービス計画の作成

---

■居宅サービス計画及び（看護）小規模多機能型居宅介護計画について、未作成の利用者に関しては償還払いで対応すること。

（条例第94条、予防条例第67条）

# ☆総合マネジメント体制強化加算

■総合マネジメント体制強化加算について、多職種共同により小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行ったことがわかる記録を整備すること。

また、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状況に応じて、地域の行事や活動に積極的に参加すること。

(報酬基準及び留意事項 第2の5(12))

この加算は登録者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を評価するものです。加算算定の根拠となるので、その記録は残しておく必要があります。

また、地域の行事や活動とは、町内会や自治会の活動だけでなく登録者となじみの関係がある地域住民や商店との関わりなども指します。

# ☆特定処遇改善加算

---

■特定処遇改善加算Ⅰについて、介護サービス情報公表システム等を利用し、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表すること。

(報酬基準及び留意事項 第2の5(18))

# ☆設備及び備品等

■連泊者の福祉用具が保険給付されていたケースが見受けられた。福祉用具貸与事業者に説明の上、過誤調整を行うこと。

(地域密着条例第87条、地域密着条例第196条)

「指定小規模多機能型居宅介護事業所は小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない」と規程されています。

事業所内での介護に必要なものは事業所が準備すべきものであるため、福祉用具貸与を利用することはできません。貸与してしまった場合、福祉用具貸与事業者が過誤調整を行うこととなります。



# ☆サービス体制強化加算

---

■サービス体制強化加算Ⅰについて、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施すること。（大臣基準告示・五十七）

個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定する必要があります。

## ☆計画の作成

---

■アセスメントやサービス担当者会議及び居宅サービス計画等の説明同意など利用者本人不在で行われた状況が見受けられるため改めること。

(地域密着条例第第94条、第97条、第200条)

介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画を作成する必要があります。

またその内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりませんので、本人不在で行われるものではありません。